（前のページより続き）

○運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則第二条の規定に基づき平成三十一年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を定める件（**総務**一六一）　七九一

○地方税法施行令第五十二条の十の四に規定する研究開発を定める件の一部を改正する件（**同**一六二）

○地方税法施行規則附則第六条第七十五項第三号及び第七十六項第三号に規定する業種を定める件を廃止する件（**同**一六三）

○国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額の一部を改正する件（**同**一六四）　七九二

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十四条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準の一部を改正する件

（**総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　七九六

○空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針を変更する件（**総務・国土交通**一）　七九八

○少年院種類表の一部を改正する件（**法務**八二）　八〇〇

○所得税法第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件（**財務**八九）　八〇〇

○所得税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（**同**九〇）　八〇一

○法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（**同**九一）

○地価税法施行規則第十条第三項に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件（**同**九二）　八〇二

○登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件の一部を改正する件（**同**九三）

○消費税法施行令第五十条第二項、第五十四条第五項、第五十八条第三項、第五十八条の二第三項及び第七十一条第五項並びに消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第六条第二項並びに消費税法施行規則第五条第三項及び第十六条第三項の規定に基づきこれらの規定に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件（**同**九四）

○印紙税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき印紙税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（**同**九五）　八〇三

○租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける期間を定める件（**同**九六）

○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する所得税法別表第二から別表第四までに定める金額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を定める件の一部を改正する件（**同**九七）

○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する所得税法第百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件（**同**九八）　八一〇

○平成三十一年度分の予算について、財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を得なければならない経費を定める件（**同**九九）　八一二

○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項第二号に規定する国税庁長官が定める者を定める件の一部を改正する件（**国税庁**六）　八一〇

○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第二項第三号に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件（**同**七）　八一二

○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第二項第三号に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件の一部を改正する件（**同**八）

○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項、法人税法施行規則第三十六条の三の二第六項及び第三十七条の十五の二第六項、地方法人税法施行規則第八条第六項並びに消費税法施行規則第二十三条の二第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件（**同**九）　八一三

○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第四項に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件（**同**一〇）　八一三